

## 配偶者育児休業等を課されないことの申告書

私は育児休業支援手当金の請求にあたり、以下の理由により地方公務員当共済組合法第 70 条の 3 第 2 項に規定される配偶者育児休業等を課さない場合に該当することを申告します。

組合員 氏名	フリガナ	記号 番号	—
-----------	------	----------	---

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者育児休業等を課されない理由	必要書類
<input type="checkbox"/>	配偶者がいない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄（抄）本の写し</li> <li>※ 抄本の場合は組合員本人のもの</li> <li>※ ひとり親を対象とした公的な制度を利用している場合は、ひとり親家庭住宅手当の資格証明書等の写しを戸籍謄本に代えられます。</li> <li>・ 世帯全員について記載された住民票の写し</li> </ul>
	配偶者が行方不明（勤務先において 3 か月以上無断欠勤が続いている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</li> <li>※ 配偶者が組合員の被扶養者である場合は不要</li> <li>・ 無断欠勤が 3 か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの</li> </ul>
	配偶者が行方不明（配偶者が災害により行方不明となっている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</li> <li>※ 配偶者が組合員の被扶養者である場合は不要</li> <li>・ 配偶者の罹災証明書</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	配偶者が組合員の育児休業等に係る子と法律上の親子関係がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄（抄）本の写し</li> <li>※ 抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの</li> <li>※ 住民票において組合員の配偶者が世帯主となり、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写しを戸籍謄本に代えられます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	組合員が配偶者から暴力を受け別居中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判所が発行する配偶者暴力防止法第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し又は女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	配偶者が無業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</li> <li>※ 配偶者が組合員の被扶養者である場合は不要</li> <li>・ 配偶者の直近の課税証明書</li> <li>※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の誕生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。</li> <li>※ 配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、受給資格者証の写しを配偶者の直近の課税証明書に代えられます。</li> </ul>

チェック欄	配偶者育児休業等を課されない理由	必要書類
<input type="checkbox"/>	配偶者が就労しているが雇用されている労働者ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの ※ 配偶者が組合員の被扶養者である場合は不要</li> <li>・配偶者の直近の課税証明書 ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、a 又はb の書類が必要です。 a 給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の誕生日の翌日時点で退職していることがわかる書類 b 給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写し、身分証の写しなど)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	配偶者が産後休業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳(出生届済証明のページ)の写し ※ 配偶者及び対象の子が組合員の被扶養者である場合は、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)又は出産育児一時金等の支給決定通知書を母子健康手帳に代えられます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	上記以外の理由で配偶者が育児休業等を行うことができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの ※ 配偶者が組合員の被扶養者である場合は不要</li> <li>・「配偶者が育児休業等を行うことができないことの申告書」及び同申告書記載の必要書類</li> </ul>

- 1 配偶者が当該育児休業に係る子を出産している場合は、必要書類欄の記載にかかわらず、母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写しを添付書類とすることができます。
- 2 配偶者育児休業等の要件を満たす場合は、配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類及び組合員の配偶者であることを確認できる書類が添付書類となります。